

西宮市トラック運送事業者燃料高騰対策支援金交付要綱

兵庫県トラック協会西宮支部

(趣旨)

第1条 兵庫県トラック協会西宮支部（以下「支部」という。）が実施する西宮市トラック運送事業者燃料高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に定める一般貨物自動車運送事業を営み、令和5年10月1日時点において事業を営んでおり、かつ令和6年1月31日まで事業を継続する意思がある者（令和5年10月以降に事業を継承し、かつ令和6年1月31日まで事業を継続する意思がある者を含む。）。

(2) 西宮市内に営業所を置く中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体であること。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

(3) 交付申請者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表に定める額を限度とし、予算の範囲内で支部長が決定する額とする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、令和6年

1月31日までに西宮市内の営業所ごとに作成した支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を兵庫県トラック協会西宮支部長（以下「支部長」という。）に提出しなければならない。

2 支部長は、必要があると認めるときは、交付申請者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

（申請内容の審査及び支援金の交付決定）

第5条 支部長は、前条の申請があったときは、審査の上、支援金の振り込みをもって交付決定とする。

（申請の取下げ）

第6条 交付申請者は、第4条の交付申請を取り下げることができる。

（交付決定の取消し）

第7条 支部長は、第5条の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

（3）その他法令に違反したとき。

（支援金の返還）

第8条 支部長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 支部長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

第9条 交付申請者は、前条第1項の規定により支援金の返還を命じられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を支部に納付しなければならない。

2 交付申請者は前条第1項の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を支部に納付しなければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第10条 支部長は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関する必要な事項は支部長が別に定める。

2 支部長及び交付申請者は、支援金の交付等に関して国、兵庫県又は西宮市から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった支援金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 (第3条関係)

支援金の額
支援金の額は、以下の算定式による 算定式：車両数(※)×7,000円 (※)車両数とは、令和5年10月1日時点において西宮市内の営業所に登録されており、令和6年1月31日まで継続して使用される車両数を上限とする。 ただし、以下の車両は除く。 (1)被牽引車など原動機を有しない車両 (2)霊柩、一般廃棄物収集運搬、特定貨物自動車運送事業など用途を限定して使用される車両 (3)未車検等休車扱いとしている車両